

障害者のための 結婚相談事業

結婚を希望する障害を持つ方へ、その大切な出会いから、交際、結婚に至る間のさまざまな相談に責任をもって関わらせていただいております。

相談日時

火曜日～日曜日 午前9時～午後4時 (月曜日休館)

相談対象者

障害者を原則としていますが、障害者との結婚を希望するとなたでも対象とします。

費用

無料

- ♥お気軽に相談室にお出かけください。お電話でも結構です。
- ♥直接おいでになる場合は、事前にお電話をお願いします。



問合せ

社会福祉協会山梨県障害者福祉協会
山梨県障害者社会参加推進センター

〒400-0005

甲府市北新 1-2-12 山梨県福祉プラザ1階

TEL : 055-252-0100

FAX : 055-251-3344

